

## 第6回がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会について（概要）

平成22年2月3日（火）9：30～18：00  
於・三田共用会議所1階講堂

## 出席者

構成員10名の全員が出席

石川委員、内田委員、垣添委員、佐々木委員、関原委員、富樫委員、宮城委員、  
宮崎委員、山口委員、若尾委員

## 概要

- 広島県健康福祉局長の異動により、迫井委員から佐々木委員へ交代となった。
- 都道府県から推薦のあった病院のうち、新規推薦19病院（県拠点と地域拠点の入替含む）、指定更新319病院、現況報告による指定継続37病院について指定が適当とされた。

詳細は下記のとおり。

## ・都道府県から推薦のあった338病院の内訳

都道府県拠点（地域拠点からの指定換による推薦）	2病院※
地域拠点（新規推薦及び県拠点からの指定換による推薦）	17病院
〃（更新推薦）	319病院
計	338病院

※ 地域拠点からの都道府県拠点に指定換予定の病院は、徳島大学病院及び、佐賀大学医学部附属病院の2つ

## ・今回の指定による平成22年4月1日以降の拠点病院数（予定）

都道府県拠点	51病院
地域拠点	324病院
計	375病院（増減なし）

※ なお、平成22年2月3日現時点において、指定要件未充足の病院については、指定要件の充足後、事務局にその根拠となる資料を提出していただき、事務局が確認をしてからの指定となる予定

- 拠点病院の指定に当たっての考え方（下記）について了解された。

- ① 原則、「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成20年3月1日付け健発第0301001号厚生労働省健康局長通知）に定める必須要件を充足していることとする。
- ② 2次医療圏数を超える数の医療機関ががん診療連携拠点病院に指定されることによる、当該医療圏や都道府県のがん診療体制における相乗効果が、都道府県の推薦意見書に数値目標などを用い記載されていることとする。
- ③ 2次医療圏数を超える数の医療機関をがん診療連携拠点病院に指定する理由として、単に人口が多いということだけでなく、がん患者の通院圏域、がん診療連携拠点病院間の機能的役割分担、隣接する医療圏との関係等について、都道府県において十分な説明があることとする。

- ④ 都道府県は、拠点病院の運営が適切に行われるための体制を確保するよう努めることとする。

なお、二次医療圏という考え方、そのものに関する疑問、議論が多くなされた。

都道府県拠点について

都道府県がん診療連携拠点病院は、都道府県に1カ所整備することとされているが、都道府県がん診療連携拠点病院が2医療機関となることによる両医療機関の機能的役割分担、相乗効果等について、都道府県の推薦意見書に数値目標を用いて記載されているなど十分な説明があることとする。

- 静岡県は、磐田市立総合病院が新規指定される予定であるが、来年度までに、これまで中東遠医療圏をカバーするとされた西部医療圏の4拠点病院との関係を整理する、という条件付き
- 東京都は、順天堂大学医学部付属順天堂医院、昭和大学病院が新規指定される予定であるが、東京都全体的に既存の拠点病院との関係を整理する、という条件付き
- 新潟県は、済生会新潟第二病院が新規指定される予定であるが、来年度までに新潟医療圏内の既存の3拠点病院との関係を整理する、という条件付き
- 三重県は、鈴鹿中央総合病院が新規指定される予定であるが、三重県立総合医療センターの相談支援センターの実績について把握し検証する、という条件付き
- 大分県は、大分市医師会立アルメイダ病院が新規指定される予定であるが、相談支援センターの実績について把握し検証すること、緩和ケア病棟の設置スケジュールを見直し、可能な限り早める、という条件つき